

「相談室」通信

発行：西岡病院 医療福祉課 <http://www.nishioka-hosp.jp>

災害時における制度活用に向けてのお話

2018年9月6日（木）に発生しました「北海道胆振東部地震」により被災されました皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

今回の相談室通信では今後起こりえる災害時に役立てていただけるよう、災害があった際の制度活用に向けてのお話をさせていただきます。

罹災（りさい）証明書と被災（ひさい）証明書

はじめに、罹災（りさい）とは「火事、水害、地震などの災害にあうこと」を言います。「被災（ひさい）」も同じく「災害にあうこと」という意味になりますが“証明書”の内容に大きく違いがあります。

・罹災（りさい）証明書とは？

今回のような地震や9月に発生した台風などの天災や火災などの災害によって“家（住居）”が被害を受けた場合に、その**被害の程度に応じて自治体が被害認定をして発行**してくれる証明書のことを言います。

※被害の程度の認定

全壊：住居全体が損壊、消失、流出などした場合で、住居を補修しても二度と住めない場合

住居が損壊、消失、流出などによって損害を受けた部分が50%以上

大規模半壊：住居の一部が損壊、消失、流出などしたが修理すれば元通りに住むことが出来る場合

損壊、消失、流出などした割合が半壊より高く、修理費用が高くなるもの・住居が損壊、消失、流出などによって損害を受けた部分が40%以上50%未満

半壊：住居の一部が損壊、消失、流出などしたが、修理をすれば元通りに住むことが出来る場合

住居が損壊、消失、流出などによって損害を受けた部分が20%以上40%未満

一部損壊：住居の一部が損害を受けたが、損害内容が軽微で「半壊」に至らない程度であり補修すべき場合

住宅が損壊、消失、流出などによって損害を受けた部分が20%未満

・被災（ひさい）証明書とは？

先ほど、説明した「罹災（りさい）証明書」とは異なり「**災害によって被害を受けた事実**」を証明するものです。よって、車両や家財など“動産”の被害を受けた場合に発行されます。

※動産とは？・・・不動産以外の財産のこと

・罹災（りさい）証明書、被災（ひさい）証明書の発行について

例えば、札幌市では北海道胆振東部地震により住宅等の被害の程度を証明する「罹災（りさい）証明書」、車両などの動産被害についての「被害届出証明書（＝被災証明書）」は各区の「市税事務所」が申請窓口となっています。西岡病院がある豊平区は「南部市税事務所（札幌市豊平区平岸5条8丁目2-10 イースト平岸2階・3階・4階 / 連絡先：011-824-3914）」が窓口となります。

●申請時の持ち物

□運転免許証や官公署発行の顔写真付き本人確認書類（1点）
□健康保険証など顔写真がっていない本人確認書類（2点） } どちらかが必要です

※代理者が申請する場合は委任状が必要

※本人と同居している親族の方が代理で申請する場合は委任状は不要

医療費について

病院へ受診をしたいけれど、医療保険者証を紛失したり、家屋に残したまま避難したために提示できない場合でも「氏名・生年月日・住所等」の申し立てにて受診することができます。

また、一部自己負担金や保険料納付の減免等を受けられる場合があります。

①災害によって住宅や家財その他の財産について著しく損害を受けたとき

②世帯主が死亡、もしくは心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したとき

③世帯主の収入が、事業または業務の休廃止、失業により著しく減少したとき

①～③などの特別な理由があって病院での自己負担分の支払いや保険料の納付に困った場合には札幌市であれば、各区役所の「保険年金課」への問い合わせ・相談をオススメいたします。

札幌市のホームページにて「北海道胆振東部地震による生活支援ガイド <http://www.city.sapporo.jp/kinkyu/seikatsushien/201809/index.html>」をダウンロードすることが可能です。随時情報が更新されていますので、ぜひ参考にしてみてください。

「地域連携室」のご案内

「医療ソーシャルワーカー」がおりますので、ご相談されたいことや、ちょっと聞きたいこと… などありましたら、お声をおかけください。

医療ソーシャルワーカーは以下のようなご相談に対応します。 例えば…

「入院や外来受診で分からないこと」 「医療費・生活費の心配」

「社会福祉制度や介護・施設のこと」 その他「誰に相談してよいか分からないこと」

…など

■ご相談をご希望の際は1階受付・各看護ステーションまでお申しつけ下さい。

また、お電話でのご相談もお受けしております。

（西岡病院 電話：011-853-8322 相談対応時間：月～金 9時～17時 土：9時～12時）

3名で相談対応しております⇒ 医療ソーシャルワーカー：岡村、横田、田附（たつき）